

1 件 名

ひとり親家庭等の相談支援及び講習会・交流会事業の業務委託概要

2 事業目的

生活の中に多くの問題を抱えているひとり親家庭等に対し、育児、家事、その他の生活一般に係る悩み事の相談支援や生活・就労に関する講習会、交流会などを行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備する。

3 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 履行場所 子ども未来課指定場所

5 委託内容

(1) ひとり親家庭向け相談支援

① そらまめ相談室

ア 場所

北区役所第一庁舎2階5番窓口「そらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室）」

イ 実施内容

(ア) 生活一般にかかる相談（以下「生活一般相談」という。）

(a)窓口において（電話、メールおよびビデオ通話アプリ含む）、主にひとり親家庭からの育児や家事、精神面・身体面の健康管理など、生活一般の悩み事の相談に応じ、適切な助言・指導や関係機関、各種支援策の情報提供を行う。

(b)窓口において、子ども未来課が所管する養育費確保支援事業補助金に関する書類の提出があった場合はこれを受け付け、速やかに子ども未来課に引き渡すものとする。また、必要に応じ、制度の説明、書類の記入補助を行う。

(c)必要に応じ、本人の同意のもと母子父子自立支援員等関係機関等へ情報提供を行う。

(d)相談員は、ひとり親家庭福祉に精通し、産業カウンセラー等相談業務に有益な知識、経験を有する者（以下「常勤相談員」という。）とし、常時1名以上配置する。

(e)常勤相談員1名に加えて、昼休み等に交代して継続して窓口業務にあたるために、心理カウンセラー等相談業務に有益な知識、経験を有する短時間（4時間以上）勤務の職員を1名以上配置する。

(イ) 法律相談

専門性の高い法律（養育費等）の相談に対応するため、月に2回（1回につき1時間）、ひとり親家庭福祉に精通する弁護士を配置する。

(ウ) 家計相談

専門性の高い家計設計の相談に対応するため、月に2回、ひとり親家庭福祉に精通するファイナンシャルプランナー（国家資格〈技能検定〉2級、もしくは同等の民間資格を有する者）を配置する。

ウ 相談時間

年末年始を除く月曜日から金曜日まで（平日）の午前8時30分から午後5時

エ 区で用意する設備・備品等

(ア) 執務スペース及び相談スペース（そらまめ相談室）

(イ) 相談受付カウンター

(ウ) 机・椅子、固定電話機

(エ) 書類保管庫

オ その他

(ア) 相談記録の整備、相談内容の統計、分析、支援ニーズの把握を行う。

(イ) 北区が主催する事業の周知、広報、案内資料の発送準備及び配付を行う。

② 土曜日の出張相談

ア 場所 北とびあ等区施設（区で確保）

イ 実施内容

土曜日に開催する「(2) ひとり親家庭向け講習会」及び「(3) ひとり親家庭向け交流会」の終了後に、同会場で「① そらまめ相談室」の相談員等による生活一般相談を実施する。

ウ 実施回数及び時間

年7回（1回につき40分を4枠）

実施時期については、区と協議のうえ決定する。

エ 相談員体制

相談員は、「① そらまめ相談室」における生活一般相談の常勤相談員または同等の資格及び経験を有する者（ひとり親家庭福祉に精通し、産業カウンセラー等相談業務に有益な知識、経験を有する者）を1名以上配置する。

③ 日曜日の出張相談

ア 場所 北とびあ等区施設（区で確保）

イ 実施内容

日曜日に「① そらまめ相談室」の相談員等による生活一般相談、法律相談、家計相談を実施する。

ウ 実施回数及び時間

年4回（1回につき生活一般相談60分を3枠・法律相談60分を2枠・家計相談90分を2枠）

実施時期については、区と協議のうえ決定する。

エ 相談員体制

(7) 生活一般相談

「① そらまめ相談室」における「イ(7) 生活一般相談」の常勤相談員または同等の資格及び経験を有する者（ひとり親家庭福祉に精通し、産業カウンセラー等相談業務に有益な知識、経験を有する者）を1名以上配置する。

(イ) 法律相談

「① そらまめ相談室」における「イ(イ) 法律相談」の相談員または同等の資格及び経験を有する者（ひとり親家庭福祉に精通する弁護士）を1名以上配置する。

(ウ) 家計相談

「① そらまめ相談室」における「イ(ウ) 家計相談」の相談員または同等の資格及び経験を有する者（ひとり親家庭福祉に精通するファイナンシャルプランナー（国家資格〈技能検定〉2級、もしくは同等の民間資格を有する者））を1名以上配置する。

④ オンライン相談業務

ア 場所 子ども未来課指定場所

イ 実施内容

以下の一般相談および法律相談において、ビデオ通話アプリ等を活用し、希望する対象者とオンラインによる面接を実施する。必要な端末は受注者が確保する。

(7) 生活一般相談

「① そらまめ相談室」における「イ(7) 生活一般相談」の常勤相談員または同等の資格及び経験を有する者（ひとり親家庭福祉に精通し、産業カウンセラー等相談業務に有益な知識、経験を有する者）を1名以上配置する。

年末年始を除く月曜日から金曜日（平日）午前8時30分から午後5時

(イ) 法律相談

「① そらまめ相談室」における「イ(イ) 法律相談」の相談員または同等の資格及び経験を有する者（ひとり親家庭福祉に精通する弁護士）を1名以上配置する。

月2回（1回につき1時間）

(2) ひとり親家庭向け講習会

① 生活支援講習会

ア 場所 北とびあ等区施設（区で確保）

イ 実施内容

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等、ひとり親家庭の生活を支援する講習会を企画、実施する。

（例：教育資金準備セミナー、離婚前後の法律セミナー、資格取得に関するセミナー、家計管

理セミナー など)

- (ア) 事業の企画・実施（企画立案、当日進行、講師派遣等）
- (イ) 参加者の募集・周知（事前受付、周知用チラシ作成及び発送準備、申込み入力フォーム作成、名簿作成等）
- (ウ) 託児サービスの実施
- (エ) 参加者へのアンケート実施、集計結果を区へ報告

ウ 実施回数 年4回

実施時期については、区と協議のうえ決定する。

② 就労支援講習会

ア 場所 北とぴあ等区施設（区で確保）

イ 実施内容

安定した職業生活や収入増の意識向上（就労を見直す意識づけ）や就職活動支援等、ひとり親家庭の就労を支援する講習会を企画、実施する。

- (ア) 事業の企画・実施（企画立案、当日進行、講師派遣等）
- (イ) 参加者の募集・周知（事前受付、周知用チラシ作成及び発送準備、申込み入力フォーム作成、名簿作成等）
- (ウ) 託児サービスの実施
- (エ) 参加者へのアンケート実施、集計結果を区へ報告

ウ 実施回数 年1回以上

実施回数・実施時期については、区と協議のうえ決定する。

③ ひとり親家庭向け交流会

ア 場所 北とぴあ等区施設（区で確保）

イ 実施内容

ひとり親家庭がお互いの悩みを打ち明け、相談し合う機会となるイベント等を企画、実施する。

（例：ひとり親家庭の支援に造詣の深いNPO法人等の講師を迎えた悩みを語る場 など）

- (ア) 事業の企画・実施（企画立案、当日進行、講師派遣等）
- (イ) 参加者の募集・周知（事前受付、周知用チラシ作成及び発送準備、申込み入力フォーム作成、名簿作成等）
- (ウ) 託児サービスの実施
- (エ) 参加者へのアンケート実施、集計結果を区へ報告

ウ 実施回数 年1回以上

実施時期、実施回数、実施内容については、区と協議のうえ決定する。

(3) ひとり親家庭向け情報発信

① ホームページの運用

- ア そらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室）の情報を集約した、専用のホームページ（以下「専用HP」という。）を立上げ、運用する。
- イ 専用HPは、関連リンクで北区や外部機関が行うひとり親家庭向け支援策のウェブページを紹介するなど、ひとり親家庭が必要な情報を集約した構成とする。
- ウ 専用HPには、講習会・交流会の申込み、メールマガジン配信申込み等のフォームを搭載し、希望者が専用HPで申込みができる構成とする。

② 情報の配信

- ア そらまめ相談室の相談、講習会・交流会の参加、専用HPの閲覧等をきっかけにメールアドレスを登録したひとり親家庭に対して、メールマガジン等によりひとり親家庭向け支援策等必要な情報を配信する。
- イ メールマガジン等の情報配信は、月1回以上とする。

6 支払方法

事業終了後、委託完了届の提出を受け、請求書に基づき、分割で支払う。（四半期に1回の計4回払い）

7 留意事項

- (1) 当該業務に関連する法令（労働基準関係法令等）について遵守すること。
- (2) 別紙「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守すること。
- (3) 相談窓口の運営に必要な事項については、区と十分な打ち合わせを行うこと。また、受注者は業務報告書を定期的に提出すること。なお、業務報告書の内容や様式については別途区と協議のうえ決定する。
- (4) 受注者は、本事業執行中のトラブルによる傷害、事故等に対応するため、事前に所要の損害保険に加入すること。
- (5) 本仕様書に定める事項及び委託内容について、不明なものや疑義がある場合は、区と協議して決定すること。

8 担当

北区教育委員会事務局子ども未来課子ども未来係 小川・大貫
電話 3908-9097 ファクシミリ 3908-6606